

○宮崎大学地域資源創成学部・地域資源創成学研究科教育質保証・向上委員会規程

平成 29 年 3 月 20 日  
制 定

改正 令和 2 年 3 月 25 日 令和 4 年 8 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学地域資源創成学部及び大学院地域資源創成学研究科（以下「本学部・研究科」という。）の教育の内部質保証に関する学部の方針・責任体制を明確にし、教育の質保証を継続的に行い、教育内容・方法を発展させ質向上を促進するため、地域資源創成学部・地域資源創成学研究科教育質保証・向上委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第 2 条 委員会は、本学部・研究科教務委員会（以下「教務委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議・立案し、教務委員会に提案する。また、必要に応じ次の事項に係る措置を実施し、教務委員会に報告する。

- (1) 教育目標及び長期・中期計画に関する事項
- (2) 点検・評価に基づいた教育の改善に関する事項
- (3) 教育の質保証・向上に関する事項
- (4) その他教務委員会から付託された事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教務委員会委員
- (2) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 1 号及び第 2 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教務委員会委員長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 4 年 8 月 3 日から施行する。